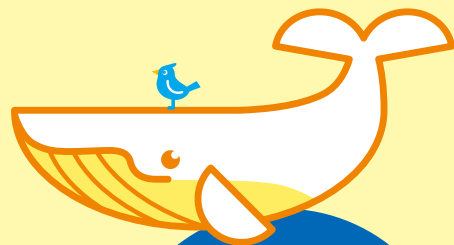




いつも、あなたのそばに。

always by your side



# Legal Support

2016年  
Press  
Vol.13

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特別寄稿

## 成年後見制度利用促進法と 民法改正について

床谷 文雄氏

大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授





## 成年後見制度利用促進法と 民法改正について

床谷 文雄<sup>とこ たに ふみ お</sup>氏 大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授

大阪大学法学部卒業。同大学院法学研究科博士前期課程修了。1998年から現職。  
日本家族(社会と法)学会理事長、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事、大阪司法書士会家族法研究会  
チューター。  
主に、ドイツ法との比較において、親子法、夫婦別氏制、相続契約、高齢者介護・成年後見、家族間契約法などを研究している。  
1993年から1995年まで、フライブルク大学(ドイツ)外国私法・国際私法研究所(ライナー・フランク教授)に留学。  
共編書として、『民法7親族・相続』(有斐閣)、『現代相続法』(有斐閣)、『親権法の比較研究』(日本評論社)、『家族法と社会  
保障法の交錯』(信山社)などがある。

### はじめに

本年4月6日に「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(以下「円滑化法」という。4月13日公布、6ヶ月後施行)、同月8日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「利用促進法」という。4月15日公布、5月13日施行)が相次いで成立した。いずれも公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートほか成年後見に関わる司法書士等専門家団体が強く要望していたものであり、諸外国と比べて利用が低調とされる成年後見制度の活性化と、成年後見人の事務の執行に当たり実務上の難点とされてきたものにつき改善策を施すものである。国会審議の過程で修正が加えられ成立順序は逆になったが、法案は利用促進法が先に提出され、円滑化法は、成年後見制度利用促進のための施策の一部を頭出しして具体化したものである。成年後見関連2法の意義とこれからの成年後見制度の課題について述べてみたい。

### ① 利用促進法について

(1) 目的・理念 この法律は、現在の成年後見制度の持つ問題点を検討し、その利用促進に関する施策を総合的に推進するために制定された。題名こそ「基本法」ではないが、障害者基

本法、男女共同参画社会基本法、消費者基本法等と同じ構造を持つ関連政策推進のための枠組みを定める法律である。「認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に障害がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないこと」に鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する(本法1条)と宣言する。成年後見制度の利用の促進についての基本理念とは、①成年後見制度の理念を踏まえ(1項)、②地域における需要に的確に対応し(2項)、③関係機関・団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下で制度利用者の適切かつ確実な保護に必要な体制を整備すること(3項)、である(同3条)。

成年後見制度は、判断(意思決定)能力が減退した高齢者・障害者であってもその意思を尊重し、その現有能力を尊重し、地域社会の一員としての生活ができるようにすること(ノーマライゼーション)を基本理念とすることは、これまで繰り返し説かれてきたが、社会に十分に浸透していない。本法第3条は、「成年被後見人等が、意思決定が困難な成年被後見人等の支援の在り方の検討は、必ずしも成年被後見人等による「医療同意権」の導入を意味しないが、家族・親族の存否や医療者の責務との関係なども考慮し、慎重な判断が求められる。生命にかかわる場合や重大な結果を生じさせる医療行為については、家庭裁判所による許可あるいは個別権限付与の仕組みなどを検討すべきである。死後事務は円滑化法で部分的対応が採られたが、課題は残されている。

地域において成年被後見人等となる人材の育成と支援のために必要な措置を講じること。主に市民後見人を想定していると思われる(本法3条2項では市民後見人の活用を通じた人材確保を明示する)。研修の機会・情報提供・助言等に加えて、報酬助成などの支援措置が求められる。成年後見等実施機関(団体)の育成・支援も挙げられているので、社会福祉協議会やNPO法人等による成年後見の促進も期待される。本法では「親族後見人」という言葉は見当たらないが、本人を最も知る身近な家族親族による後見等も、規制・抑制対象とするだけではなく、育成・支援すべきである。最近では市町村・関係団体・マスコミ等主催の成年後見セミナーへの市民の関心も高い。家族がいきなり成年後見の場に直面し悩むというのではなく、「市民」として成年後見の研修等を受ける者が増えることも期待される。

成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等」を具体的に提示することで、制度理念をより分かりやすくし、新しい潮流《意思決定支援》の重要さを認識させ、財産管理偏重から身上監護とのバランスのとれた成年後見へと制度イメージの変化を明確にする。

(2) めざす施策 (a) 成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえる、(b) 高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図る、(c) その上で、第3条に掲げる3つの基本理念を具体化する次の基本方針を挙げる(同11条)。すなわち、①利用者の能力に応じたきめ細かな対応、②成年被後見人等の権利制限の見直し、③医療・介護等につき意思決定が困難な成年被後見人等の支援の在り方の検討、④成年被後見人等の死亡後の事務処理についての検討、⑤任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備、⑥成年後見制度の利用を必要とする者に十分に利用されるための国民に対する周知・啓発、⑦地域における成年後見制度の利用に係る需要把握・情報提供、市町村長申

立ての活用、⑧地域における成年被後見人等となる人材の確保・支援の充実、⑨成年後見等実施機関の育成・活動支援、⑩成年後見人等の事務の監督・支援の強化のための家庭裁判所・関係行政機関・地方公共団体における人的体制整備、⑪家庭裁判所・行政・成年被後見人等・成年後見等実施機関・関連事業者らの緊密な連携確保のための指針策定の11項目である。基本方針は関係者が要望してきたものを総合したにすぎず、特に目新しいものはないが、成年後見基本法ともいうべき法律中に明確に位置づけた意味は大きい。何点かピックアップしてみよう。

(3) 検討課題 本人の能力(必要性)に応じた適切な制度利用のために、保佐・補助制度の利用を促進する方策の検討。後見類型を利用すべきでない(廃止すべきである)ということまでも意味するものではないが、後見類型に偏る現状を見直し、補助又は保佐が適切に利用されるように、不必要に後見類型が利用されない仕組みが望まれる。国際的動向(障害者権利条約及び各国法改正の動向)を踏まえると、代理・代行決定を基本とする後見類型の利用には抑制的にならざるを得ない。民法上の3類型の判断基準が事理弁識能力の程度のみになっていること(民法7条・11条・15条)の見直しが求められる。

成年被後見人等の事務の範囲の見直し。特に医療・介護の場面及び成年被後見人等の死亡後の事務につき検討が求められる。医療等に際し



家庭裁判所や関係機関等の協力及び適切な役割分担。地域の関係機関・団体のネットワーク化は進んできて、「高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携」が基本原則に挙げられたことから、家庭裁判所(司法)と地域包括支援センターなど福祉リソースとの一層の連携が望まれる。

(4)すべての者のための成年後見制度 利用促進法は、成年後見に係る施策の策定・実施に向けた国・地方公共団体の責務を定め(4条・5条)、成年後見人等、実施機関・関連事業者、国民一般に成年後見制度の実現に協力する努力義務を課す(6条・7条)。成年後見人による横領等がマスキで大きく報道され、成年後見制度への不信任も生まれている。不正行為の撲滅に向け、予防対策も進められているが、関係者の地道な取り組みが信頼回復のためには欠かせられない。また、市民も皆いずれ利用すべき制度と考えて、より安心して使える、使いやすい制度を求めて、声を上げることが大切である。利用促進法は施策の枠組みを定めるに過ぎないから、国・市町村の基本計画(12条)や具体的施策が検討され、必要な法制整備と財政措置(9条)がなければ画餅に帰してしまう。人材育成と後見人報酬の公的補助などが成年後見制度の発展の要である。必要な法制上の措置は3年以内を目途とし、内閣府に設置される成年後見制度利用促進会議・委員会は2年と限ら

(民法858条)。金融機関等や役所からの連絡文書であれば成年後見人の財産管理に当然関わるので職務範囲内と認められようが(ドイツ・フランスでも同様のようである)、あらゆる郵便物等は成年後見人の生活・療養看護にかかわるから、私的・個人的な信書まですべて見なければ職務を全うすることができないということとは、行きすぎと思う。本人の意思を尊重し、意思形成を支援するという成年後見の現在の理念からすれば、郵便物等を成年後見人に一律に転送する取扱いとなることも、転送の技術的な制約からやむを得ないのかも知れないが、開披については、できる限り本人の意思を確認して、「事務を行うに当たって必要があるとき」に許されることを成年後見人は自覚すべきであろう。本条の規定は、成年後見人についての規定であり、保佐人及び補助人には準用されていない。保佐人・補助人の場合も事務処理上、郵便等の管理が必要という面はあるであろうが、保佐人・補助人は当然に代理権を有する者ではないから、基本的には、不十分ながら事理弁識能力のある被保佐人、被補助人の同意を得て対処すべきものであろう。

(2)成年被後見人の死亡後の事務処理 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを除去、相続人が相続財産を管理することが

れている(附則1条・3条)が、その後も着実な制度見直しと運用の努力が求められる。

## 2円滑化法(民法・家事事件手続法改正)について

(1)成年後見人による郵便物等の管理 成年後見人は、職務執行に当たり成年被後見人宛て郵便物等を開封し、内容を点検することができるかどうか。これまで民法には明文規定がなかったため、通信の秘密・プライバシーの観点から消極的見解がある一方で、実務上かなり(もちろん安易にはなく悩んだ末であろうが)行われてきたようである。とりわけ金融機関・業者等からの通知(支払期限通告や督促等)や市役所等からの連絡文書は財産管理の面で重要であり、看過することで本人に重大な不利益が及ぶおそれもある。そこで、今回の改正では、成年後見人の職務権限を明確にするため、郵送物等の配達の嘱託(転送依頼)と開封に関する規定が追加された。

家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たって必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、6箇月以内の期間を定めて、成年被後見人に宛てた郵便物等を成年後見人に配達すべき旨を嘱託することができるという転送ルールが導入される(民法860条の2)。た

できるに至るまで、①相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為、②相続財産に属する債務(弁済期が到来しているもの)の弁済、及び③家庭裁判所の許可を得て、成年被後見人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為(①②を除く)をすることができるものとされた(民法873条の2)。この規定は、保存行為に限って成年後見人の権限を死後事務に拡張するものであって、行うべき職務(義務)を拡張するものではない。後見の終了時に「急迫の事情があるとき」は必要な処分をすべき応急処分(善処)義務(民法874条・654条)を負うことには変わりがない。応急処分に比べて、改正によって認められる事務権限は、「必要があるときは」という緩やかな要件であることから範囲は広くなりうるが、あくまで保存行為に限られる。応急処分義務や事務管理の法理に依拠して、成年後見人がやむを得ないと判断して行ってきたことが、明文で基礎付けられるという意味があるが、できることを拡張するわけではない。③の成年被後見人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結は、葬儀・告別式を行うことまでは含まれない。最近では、直葬ということも見られる。葬儀等は方式や規模もかわるので、相続人等親族のすべき事項であろう。

だし、本人の手続保障のため、配達嘱託の審判に際しては、成年被後見人の陳述を聴くものとされ(家事事件手続法120条1項)、審判は成年被後見人に通知される(同法122条1項)。成年後見人は、成年被後見人宛郵便物等を受け取ったときは、開いて見ることができるとも明記された(民法860条の3)。ただし、受け取った郵便物等で成年後見人の事務に関しないものは、速やかに成年被後見人に交付しなければならぬ(同条2項)。また、成年被後見人は、成年後見人に対し、受け取った郵便物等の閲覧を求めることができる(同条3項)。名宛人である成年被後見人であっても、成年後見事務に関するものは、閲覧にとどまり、交付までは要求することができないということである。

この規定により、配達の嘱託がある場合に限らず、郵便物等を「受け取ったときは」、開いて見ることができると解する見解もある。実際に開披しない限り、後見事務に関係するかどうかは判断できないから、基本的にすべての郵便物を開いて見ることができるともいわれる。しかし、民法860条の3の規定は、事実上受け取ったというのではなく、受領の権限を持つ者が受け取ったときに開披を認める規定であり、民法860条の2の規定を受ける規定と解すべきであろう。成年後見人の職務範囲は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理と幅広い

本条の権限は、「相続人の意思に反することが明らかなき」とは認められない。成年後見人としては、相続人の意思を確認する必要がある。相続人の存在が明らかではない、合理的な手段によっても相続人と連絡が取れない、回答がないという場合は、相続人の意思に反することが明らかとはいえない。

保佐人・補助人の場合も事務処理上、同様の権限の必要性がある場合も考えられるが、郵便物等の取扱いと同様、保佐人・補助人は、基本的には、生前に被保佐人、被補助人の意思を確認し、代理権を設定するなどの方法で対処すべきものであろう。

## おわりに

成年後見制度関連2法の成立は、今後の成年後見制度の運用に当たり、画期的な変化をもたらすか。そうあって欲しいところであるが、どうもなかなか難しいようである。追加された規定は現状の一部を肯定する役割を果たすにとどまる。医療同意など長く議論されながら残された課題は多い。それらを利用促進法の枠組みの中で早急に検討しなければならない。

なお、関連2法については、各専門職による詳細な解説が実践成年後見63号(2016年7月)に掲載されているので参照されたい。



# 日本成年後見法学会 第13回学術大会

平成28年5月28日(土)東京都渋谷区の青山学院大学において、日本成年後見法学会による第13回学術大会が開催された。会場は大教室にもかかわらず、用意された席だけでは座りきれない参加者も出るほど盛況で、大会への関心の高さが伺えました。大会は理事長 新井誠氏による開会挨拶に始まり、テーマ「後見人の職務Ⅲ―障害者権利条約からみた後見人の職務と法改正―」に基いて、各方面の専門家による基調報告やパネルディスカッションが行われました。

まず坂本氏より、日本における障害者権利条約(以下、条約という)批准までの経緯や国内法制度整備といった取り組みの紹介があった後に、条約批准後二年以内に初回の政府報告が必要であり、現在その作成作業中であることが語られました。条約の主要点である条約12条「法律の前にひとしく認められる権利」の関連部分として、現在の成年後見制度やその利用状況、支援体制が書かれていることが説明されました。政府報告提出後、数年かけて国連障害者権利委員会による審査が行われるということです。

次に坂野氏より、国連障害者権利委員会が2014年に採択した、条約12条の解釈である「一般的意見」において、法定代理を排除する趣旨の記載があることへの疑問や問題点が述べられました。例えば植物状態など、意思決定能力がないと認められる障害者に対しても、法定代理を禁じるのか、といった疑問が提示されましたが、同時に条約12条の理念は尊重すべきとの話があり、これを実現する為の運用方法として鑑定制度の整備、任意後見の活用、後見監督の充実などがあげられました。

## プログラム

### 午前の部

#### 【基調報告】

#### 「障害者の権利に関する条約と第1回政府報告提出について」

坂本 大輔氏  
(内閣府政策統括官[共生社会政策担当]付参事官[障害者施策担当])

#### 「障害者の権利に関する条約と成年後見制度の運用」

坂野 征四郎氏  
(元東京家庭裁判所成年後見センター判事・弁護士)

#### 「障害者権利条約と民法理論」

清水 恵介氏(日本大学教授)

#### 「成年後見制度利用促進法の意義と課題」

大貫 正男氏(司法書士)



午後の部

### 午後の部

#### 【パネルディスカッション】

〈コーディネーター〉熊谷 士郎氏(青山学院大学教授)

〈パネリスト〉赤沼 康弘氏(制度改正研究委員会委員長)  
井上 計雄氏(弁護士)  
山崎 政俊氏(司法書士)  
大輪 典子氏(社会福祉士)

の趣旨から、障害者本人に不法行為責任能力を問う可能性も示唆され、責任能力に関する立法論議の必要性が示されました。

午前基調報告の最後には、大貫氏より本年4月に成立した成年後見制度利用促進法(以下、促進法という)の意義である、共生社会の実現、国主導による公的支援の強化、後見の社会化などが示され、あわせてこれを実現する為の基本方針が促進法に明示されていることが語られました。後見偏重から保佐、補助への利用促進、医療に関する意思決定支援、民法改正による死後事務のインフラ整備、市町村の役割強化などです。これからは成年後見制度利用促進基本計画を定め、成年後見制度利用促進会議や成年後見制度利用促進委員会という組織によって促進法を具体化していくこととなります。

「促進法成立に大きな役割を果たしてきた本学会は、今後その行方を見守り支援していく」との力強い言葉で報告は締めくくられました。

午後の部では、午前中の基調報告をも



午後の部

とにパネルディスカッションが行われました。最初に4名のパネリストから、それぞれの団体での取り組みについて報告がありました。成年後見法学会制度改正研究委員会の赤沼康弘氏からは、現行の成年後見制度を条約12条に適合させるための論点として、本人を主体とする法的支援をどのように構築するべきか、本人が行った行為を本人以外の者が取り消すことは本人の行為能力を著しく制約するのではないか、現行の判断能力に応じた3類型を維持することは適当か等の論点整理がありました。続いて、弁護士の上計雄氏からは、日本弁護士連合会の「総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言」及び「第58回人権擁護大会シンポジウム第2分科会の考え」の概要として、精神上的の障害があることで人の「属性」で区別するのではなく、支援が必要な「事柄」について適切な支援がなされるべきであるという基本的考え方が示され、本人の主観に立脚した意思決定支援の在り方、必要な事柄ごとに代理権行使を可能とする監督付代理権、包括代理権ではなく個別代理権の提案などがなされました。さらに、当法人の山崎政俊氏からは、2014年5月に発表した「成年後見人の行動指針」について概要の説明がなされました。本人による意思決定を支援し、本人の意思を尊重するために、代理権、同意取消権を慎重に行使すべきであること、そのために本人の生

活への配慮、本人との関わりを大切にしているという行動指針の策定についての説明がありました。最後に、公益社団法人東京社会福祉士会会長大輪典子氏からは、厚生労働省の意思決定支援ガイドライン(案)の説明と、日本社会福祉士会の取り組みについての説明がありました。そこでは、本人と本人を知る複数の関係者を交えた協同的意思決定のプロセスが適正に踏まれることが必要であり、ソーシャルワークの実践が重要であるとの説明がありました。その他、パネルディスカッションでは、本人に過度な自立を促すことは、自己決定が困難な障害者に対して自己決定を押し付けることになるという危険性や、障害者を保護するための取消権の規定が本当に必要か、ということについても熱心な議論が展開されました。また、条約12条の批准によって制度そのものを改善すべきなのか、それとも現在の制度の運用を変えていくことによって条約との歩み寄りを実現するのか、また、後見制度は生活全般を支援するものなのか、財産管理支援に留めるべきなのか、はたまた「支援」の定義そのものが一義的ではないのかなど、議論は様々な方向に展開し、結論は出なくてもその議論の過程の一つ一つが、これからの成年後見制度の在り方を検討する上で非常に重要な意義を有していることを認識しました。



# リーガルサポート 第5回 研究大会

平成28年6月18日(土)、  
快晴の福岡市博多区「グラウンドハイアット福岡」で、  
リーガルサポート第21回定時総会に先立って、  
250人強が参加して頭書の研究大会が開催されました。  
多田宏治理事長の開会挨拶の後、三つの分科会が開かれ、  
有意義な報告や活発な討論が行われましたので、  
以下紹介します。

## 第1分科会 長期にわたる 障害者の支援

まず、リーガルサポート福岡支部の増井敦章会員による「障害者権利条約と成年後見制度の関係」の解説があり、キーワードとなる「合理的配慮」「意思決定支援」「地域ネットワークの構築」に関する問題提起がなされました。

次に、リーガルサポート福岡支部の梶島浩二会員による「支部会員を対象としたアンケート」の報告があり、「本人が比較的若年のため支援は長期にわたる」、「高齢者支援の場合とは別の、障害についての理解が必要」などの特徴が報告されたほか、取消権や代理権を行使するときの工夫や、親なき後問題があるときの対応が具体的に紹介されました。

そして、後記のメンバーによるシンポジウムが開かれ、ケースの紹介と意見交換がなされました。



第1分科会

また、支援の長期化に備えるために、任意後見契約を利用したケース、親族と司法書士の複数後見で対応したケースなどが紹介されました。

なお、「本人との対応に苦慮したり、たとえ司法書士である後見人が出産を控えたときには、一時的に司法書士2名で複数後見にあたるなど、後見人側の負担を軽減するための工夫も大切」との提言がありました。

さらに、地域ネットワークの構築の重要さと苦勞を示すケースが紹介され、最後に、「司法書士がキーマンとなってネットワークの構築に貢献していくべき」、「二人で悩まずに、リーガルサポートの仲間と経験や知識を共有していきたい」、「支援が長期にわたるがゆえに本人の成長を実感できるので、積極的に障害者支援に関わっていききたい」などの提言や意見表明がありました。(ひ)

## シンポジウム メンバー

### 【パネリスト】

- 安河内 肇氏 (リーガルサポート福岡支部 支部長)
- 山崎 貴子氏 (リーガルサポート福岡支部)
- 加留部 恭子氏 (リーガルサポート福岡支部)
- 江島 滋美氏 (リーガルサポート福岡支部)
- 増井 敦章氏 (リーガルサポート福岡支部)
- 梶島 浩二氏 (リーガルサポート福岡支部)

### 【コーディネーター】

- 藤江 美保氏 (リーガルサポート福岡支部)



具体的には、障害者の意思決定支援  
に関し、就労支援や付添いサービス利用  
による旅行が本人の自己実現の一助と  
なったケー

ス、意思の推  
定が困難な  
本人に義務  
教育と高校  
教育の機会  
を与えるこ  
とで成長につ  
ながったケー  
スなどが紹介  
されました。

## 第2分科会

成年後見実務に  
おける意思決定支援

## プログラム

### 【報告】成年後見実務における意思決定支援の考え方と現状

#### ①意思決定支援の考え方についての報告

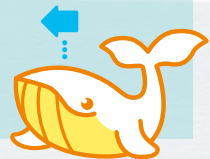
石田 頼義氏 (リーガルサポート 制度改善検討委員会委員)

#### ②市民公開講座のアンケートからの報告

井上 具美子氏 (リーガルサポート 制度改善検討委員会委員)

### 【ワークショップ】

座長 名倉 勇一郎氏 (リーガルサポート 制度改善検討委員会委員長)



第2分科会では、平成12年4月に始まった成年後見制度の「自己決定の尊重」という基本理念が現状として十分に反映されているかという問題意識のもと、自らの後見業務を振り返る研修会となりました。

第1分科会







第1部は、石田委員から、リーガルサポートが平成26年に策定した「後見人の行動指針」を基軸に据え、「何よりもまず、本人には判断能力がない」と決めつけないことが基本的視点であり、決して本人の意思に反する事務が一切許されないということではなく、本人の意思と反対の判断をする際にも、本人の意思を全く考慮しないで判断をするのと本人の意思を把握して行うのでは大きく違う。本人自身が意思決定の過程に参加すること。面談を重ねて本人を知ることが重要であること。後見人はこれらの気持ちを持って本人に接することから始めれば意思決定支援は難しいことではない。」と熱意溢れる報告がありました。

次に、井上委員から今年3月5日リーガルサポート主催の市民公開シンポジウム「成年後見実務における意思決定

支援」(当プレス12号に取材記事あります。)のアンケートについて、意思決定支援で悩んだ場面を大きく分類して、居所指定・医療行為の同意・日常生活・本人との関わり方等具体的な回答の説明がありました。

そして、第2部ワークショップでは、参加者を8人ずつ9つのグループに分け、事例2つを題材にグループごとに意見を出し合いました。

◎事例1「旅行」  
資産には充分余裕がある知的障害のある58歳女性。今までお出かけが苦手だと思われていたのに、ガイドヘルパーと一緒にハワイに行きたいと言いつつ、母親は大反対。後見人が旅行のことを詳しく尋ねると黙り込んでしまう。

◎事例2「預貯金の管理」  
精神障害があり、老朽化した自宅建物に一人暮らしの生活保護費受給の65歳男性。入金があると全額引き出し、近所から借金も。本人曰く、自宅の売却も嫌だし、他人にお金を管理されたくない。保佐人のことも近所には内緒にしてほしい。各グループいずれも約1時間、自らの

経験を交えながら、お互いの意見に共感もし、触発もされ、活発に話し合いが行われました。

何が正解か結論が出る訳ではないとは言え、全員が司法書士であるにもかかわらず、各自の考え方が実に様々であり、時間が短く感じられました。殊に印象に残ったのは、「意思決定支援を尽くそうとすると、労力も時間もかかるが、『支援の過程を楽しむ』ことが大事だ。」という言葉でした。

過去4回の研究大会ではなかったグループに分かれて討論するワークショップ形式の研修では、全国から集まった司法書士の様々な意見に触れることができ、有意義な時間になりました。(る)

第3分科会

市民後見人育成事業と司法書士

第3分科会では、市民後見人育成事業支援委員会が中心となり、後記のプログラムに沿って委員会の活動報告や各地域における事例報告が行われました。

プログラム

- 【委員会報告①】「市民後見人育成事業と司法書士」  
工藤 均氏 (リーガルサポート 市民後見人育成事業支援委員会委員長)
- 【委員会報告②】「全国自治体アンケート結果報告」  
大山 幸太郎氏 (リーガルサポート 市民後見人育成事業支援委員会委員)
- 【報告①】「各地域で支援事業に関わる司法書士の活動方向」  
竹本 安伸氏 (リーガルサポート福岡支部 副支部長)
- 【報告②】「山梨県笛吹市の事例」  
小林 恵氏 (リーガルサポート 市民後見人育成事業支援委員会副委員長)
- 【報告③】「愛知県春日井市の事例」  
松尾 健史氏 (リーガルサポート 常任理事)
- 【総括】「市民後見人の取り組みの推進に向けて」  
岩間 伸之氏 (大阪市立大学大学院 生活科学研究科教授)

アンケート結果の注目すべき点として、「約85%の自治体が育成事業実施をしていない」が、実施をしていない理由の大半が「人員・予算の目途がたっていない」、「育成事業実施の方法が分からない」という回答であり、裏を返せば、実施方法を習得し、かつそれを実行に移せる予算・人員が確保されるのであれば、育成事業を始めることが可能であることを挙げました。

事例報告では、大分県大牟田市、山梨県笛吹市、愛知県春日井市などの中・小規模でありながら市民後見人育成事業が活発な自治体の取り組みや事業の推進方法について報告がなされました。

各登壇者は、養成講座の開催と並行して後見センター等の事業実施機関の

組織体制整備を行う重要性などを述べました。また、各地のリーガルサポート支部や会員が、市民後見人育成事業を実施できていない自治体に対して、先進的な自治体の取り組みや事業の仕組みなどの有益な情報をもっと発信していく必要があると述べました。

最後に、岩間氏より今後の市民後見人育成事業の推進について総括がなされました。岩間氏は、市民後見人の理念の共有や予防的権利擁護の推進、地域における「権利擁護システム」の構築が必要であるとし、市民後見人育成事業を推進するためには、市民後見人育成事業単体ではなく、権利擁護全体の仕組みの推進が求められていくと述べました。

(り)





- ▼大会長講演「システムズ・アプローチに基づく高齢者虐待防止」  
松下 年子氏(横浜市立大学大学院医学研究科看護学専攻・医学部看護学専攻)
- ▼基調講演「高齢者虐待に関する動向」  
佐藤 守孝氏(厚生労働省老健局高齢者支援課長)
- ▼特別講演「かしこい高齢者施設の選び方」  
松宮 良典氏(ふくろう法律事務所 弁護士)
- ▼ランチョンセミナーI「ぐっすりが一番のくすりです  
—高齢者の眠りとよりよく眠るために—」  
金子 勝明氏(東洋羽毛工業株式会社)
- ▼シンポジウムI「新たな家族支援に向けて」  
川端 悦史氏(居宅介護支援事業所 ケアマネージャー)  
菅原 直敏氏(通所介護施設施設長・神奈川県議会議員)  
沼倉 隆之氏(野庭地域ケアプラザ 社会福祉士)  
矢吹 知之氏(認知症介護研究・研修仙台センター主任研修研究員・東北福祉大学専任講師)
- ▼シンポジウムII「法改正に向けて」  
永田 久美子氏(認知症介護研究・研修東京センター研究部部長)  
松木 崇氏(横浜伸通法律事務所 弁護士)  
深野 昭江氏(横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢支援課)
- ▼ランチョンセミナーII「高齢者虐待を防ぐためのケア専門職のためのチェックリスト」  
岸田 宏司氏(和洋女子大学学長)
- ▼一般演題A群「施設・病院における高齢者虐待の実態、研修、課題」
- ▼一般演題B群「虐待者と被虐待者の関係性、養護者による高齢者虐待への介入・支援」
- ▼一般演題D群「高齢者虐待予防プログラム」
- ▼分科会「参加型事例検討会—母子関係から連鎖して起こった虐待事例」
- ▼一般演題C群「高齢者虐待への行政の役割・対応・課題」
- ▼一般演題E群「高齢者虐待の定義、認識、実態」



報告  
3

横浜発

# 第13回日本高齢者虐待防止学会

平成28年7月16日(土)横浜市立大学金沢八景キャンパスにて「高齢者虐待に向けた新たな挑戦」をテーマに開催され、280名を超える参加がありました。充実したプログラムは多岐にわたり、昼食とともにセミナーが行われるという工夫もされていました。

大会長講演では、松下氏から、なぜ虐待が起こるのか、その背景を理解した上で、虐待予防に繋がる「家族支援」を主眼にした地域包括支援の実現の重要性や、家族をシステムと捉え、システムの不調を調整するという観点に基づくシステムズ・アプローチが必須だとの考えが示されました。

厚生労働省の統計データに関して我が国の高齢者虐待及び防止・対応状況等の現況について丁寧な説明がされました。

そして、特別講演では、松宮氏自身の弁護士経験から、高齢者施設の見分け方をご教授いただきました。食事介助の様子を観察すること、介護サービス情報公表システムを活用することなどで、虐待問題が起こりやすい施設かどうか判断できると述べられ、サービスを受ける者の利益のために厳しい目で探求する法律専門職の姿勢に共感を受けました。

午後からのシンポジウムI(座長 東邦大)

学看護学部岸恵美子教授、リーガルサポート田中勇(会員)では、家族支援について各シンポジストからそれぞれの視点から、「認知症カフェ」が高齢者を孤立させない役割を果たしている等、意見や対処法が示されました。会場参加者からも質疑を受け付け、さらに議論を深めました。

立ち位置の異なる職種の人々が高齢者虐待の詳細な実態や今後の課題を共有することができた一日となりました。次回大会は「高齢者虐待対応の刷新を求めて」をテーマに来年7月15日千葉県松戸市で行われる予定です。

また一般演題C群では、リーガルサポート高齢者・障害者等虐待防止委員会副委員長長力丸寛会員の「高齢者虐待防止と養護者支援における行政の役割」高齢者虐待事案の対応に關与した司法書士の事例報告から見えてきたもの」と題して、平成26年にリーガルサポート会員を対象に募集した事例につき報告をしました。高齢者の虐待対応の過程で、同じように市長申立による後見開始の審判がなされた2事例を取り上げ、後見人就任後、行政が関与し適切な支援が功を奏した事例とで、対照的な結果となったのは、行政を中心としたネットワークが継続的な支援を行ったか否かが影響しているのではないかと考察が発表されました。

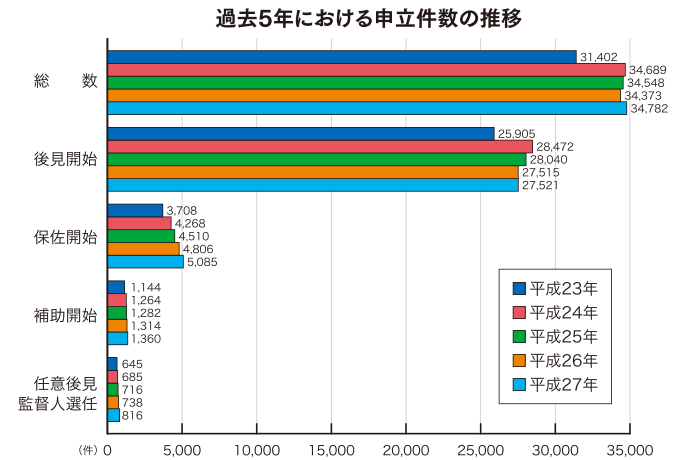
# 平成27年 成年後見関係事件の概況

平成27年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の処理状況について、その概況を取りまとめたものが公表されましたので、その一部をご紹介します。



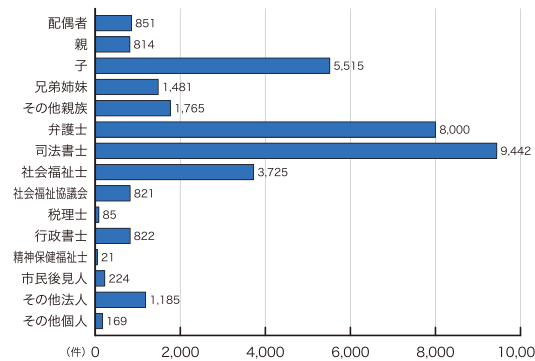
## 申立件数について

- 成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は合計で34,782件(前年は34,373件)であり、対前年比約1.2%の増加となっています。
- 後見開始の審判の申立件数は27,521件、保佐開始は5,085件、補助開始は1,360件、任意後見監督人選任は816件であり、いずれも対前年比増となっています。



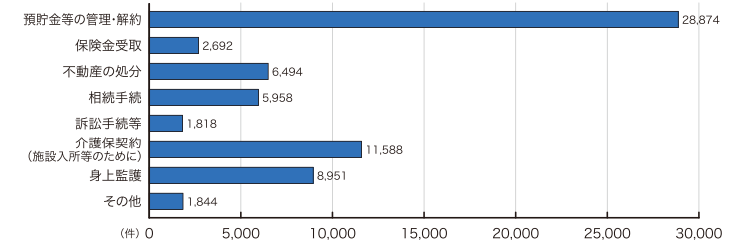
## 成年後見人等と本人との関係について

- 成年後見人等(成年後見人、保佐人及び補助人)と本人との関係をみると、親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約29.9%(前年は約35.0%)、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約70.1%(前年は約65.0%)であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っています。
- 親族以外の第三者の中では、司法書士が最も多く9,442件でした。



## 申立ての動機について

- 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、介護保険契約(施設入所等のため)となっています。



【最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況-平成27年1月~12月-」より】





## 相談内容

## 未成年後見について



相談者

50歳代後半  
鈴木 太郎さん(以下:相)



回答者

未成年後見事業準備検討委員会 常任理事  
司法書士 久保 隆明さん(以下:回)

- 相** 最近大きな地震などの災害が多いですね。亡くなられてしまった方々もいます。私にも子どもがいるのですが、災害や交通事故などで親が亡くなり、子どもだけが残されたときは、その子どもの生活は、どうなるのでしょうか。また、遺された財産は、どうなるのでしょうか。災害のニュースを見るたびに私自身不安に感じてしまいます。
- 回** そうですね。最近では東日本大震災や熊本地震など大きな災害を私たちは経験していますし、いつどこで災害が起きるかは分かりません。私も幼子を持つ身として同じように不安を感じます。民法上、親権者が死亡したときや家庭裁判所の審判により親権の一部である財産管理権が親権者から剥奪されたときは、未成年後見を開始することになります。
- 相** 未成年後見ですか?成年後見は聞いたことがあるけど。
- 回** 日本の法律では、未成年者は一人で有効に契約などをすることができません。法律上、未成年者が携帯電話を使ったり、一人暮らしのためにアパートを借りたりするには、親権者が代理等の方法により関与して契約を結ぶ必要がありますので、親権者がいない未成年者はこれらの契約をすることができなくなってしまいます。そこで、家庭裁判所が親権を行使する者と同じの権利義務を有する者、すなわち未成年後見人を選任することとして、法律は未成年者の権利を保護する仕組みを備えています。
- 相** 未成年後見人が必要となった場合、どうしたら良いのでしょうか。
- 回** 多くの場合は、家庭裁判所に未成年後見人を選任してもらいます。

- 家庭裁判所に未成年後見人の選任を請求できるのは、未成年者本人、6親等内の血族、3親等内の姻族などです。
- 相** 未成年後見人は具体的にどのような役割を担うのですか?
- 回** 親権者と同一の権利義務を有しますので、未成年者の保育、監護教育、財産管理など、包括的な義務を有します。まさに「親代わり」といえる重要な役割を背負っているのです。
- 相** 「親代わり」って、じゃあ一緒に生活をするのですか?
- 回** 未成年後見人には祖父母などの親族が選任されるケースが多いのですが、そのような場合には、未成年者と未成年後見人が同居して生活をしていることもあると思います。しかし、司法書士などの専門職後見人が未成年後見人として選任された場合には、通常は定期的に未成年者と面談し、生活の状況を把握して、未成年者が健やかに成長することができるようにアドバイスをしていくことになります。必ずしも同居するわけではありません。
- 相** 里親って言葉を聞くことがありますけど、未成年後見人と違うのですか?
- 回** 里親は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図ることを目的としています。実際に養育するという部分が、未成年後見人とは大きく異なります。
- 相** うちの子どもは大学への進学を希望しています。最近はいろいろな大学のパンフレットを取り寄せて、ああでもない、こうでもないといとどの大学がよいかと聞いてきます。未成年後見人もそのような相談を受けることがあるのですか?
- 回** 大学進学に限らず、高校卒業に合わせて就職活動をする子どももいます。その際は、自らの経験をもとに、子どもたちがより良い選択ができるように一緒に考えます。当然、未成年後見人は必ずしも進学就職指導のプロではありませんから、学校の先生

などにアドバイスをいただきながらになりますが、学校での二者面談に参加したりすることもあります。

- 相** そうなんですか。未成年後見人って、いろいろな相談に乗ってくれるのですね。
- 回** 成年後見人は判断能力が低下した高齢者や障害者の権利擁護のために活動するのですが、未成年後見人は成育途中の子どもの権利擁護のために活動します。20歳までの人格形成の過程に未成年後見人が深く関与することになるので、その役割と責任は大きいのですが、同時にやりがいのある仕事であることに間違いはないです。
- 相** 未成年後見っていうことだから、20歳になったら終了ってことですか?
- 回** そうです。成人すれば一人で契約などをすることができるようになりますので、未成年後見人の仕事は終了です。その際、預かっていた財産を本人に引き渡すことになります。
- 相** ご両親が事故などで亡くなった際には多額の保険金が入りま

すよね。20歳の子にとっては多額のお金を渡すことになるんでしょ。心配ですね。

- 回** はい、その点は多くの未成年後見人が悩むところです。ただ、就任してから数年の期間があるわけですから、その中でお金の大切さや使い方、使い道について、きちんと理解することができるように、教えていくことも仕事の一つなんです。難しいですけどね。
- 相** 子どもの人生がかかっていますからね。子どもは皆健やかに成長してほしいですから。司法書士っていろいろな仕事をしているのが良く分かりました。今日は教えていただいたありがとうございます。
- 回** ありがとうございます。是非司法書士を様々な分野でご活用ください!



リーガルサポートの  
委員会を  
紹介します!

## 未成年後見事業 準備検討委員会

委員長  
森田 みさ



当法人は、内閣府から公益目的事業の変更認定を受けることを条件として、未成年後見事業を法人の事業目的として追加する定款の変更をしました。成年後見業務に真摯に取り組んでいる当法人の会員の中には、当法人経由ではない形で未成年後見人に就任し、未成年後見業務を行っている会員が少なからずおります。今回の定款変更は、そのような会員の支援を目的としています。当委員会では、会員が未成年後見業務を行うにあたって、一人で悩まなくて良いように

業務支援を行える体制を構築しようとしています。未成年後見人の候補者名簿への登載要件の検討や研修の企画、業務報告の様式の策定に関する打ち合わせなど、準備作業が山積みなのですが、未成年者が自己の意思を尊重され安全に健やかな成長ができるよう、委員を増員しながら、公益目的事業の変更が認定がされ次第、事業を本格稼働するべく、委員一同頑張っています。





正解はこの下に  
あります。

## 初級

Q1.後見人等の職務とされて  
いないのは?

- ① 病院の付き添い
- ② 財産の管理
- ③ 介護保健契約の締結

Q2.後見人等の権限を称する書面は?

- ① 戸籍謄本
- ② 登記事項証明書
- ③ 本人からの委任状



## 中級

Q3.後見人等になることができるのは?

- ① 未成年者
- ② 法人
- ③ 本人に対して訴訟をした者

Q4.後見人等が本人に代わって  
行うことができるものはどれ?

- ① 遺言
- ② 養子縁組
- ③ 預貯金の解約

## 上級

Q5.後見等開始の審判が確定するのは  
どのタイミング?

- ① 申立人が審判書を受け取ったときから2週間が経過
- ② 申立人と本人の双方が審判書を受け取ったときから2週間が経過
- ③ 後見人等が審判書を受け取ったときから2週間が経過

①:90 難下 ②:40 ③:30 難中 ④:20 ⑤:10 難上 揃

## 編集後記

今般の熊本地震によって被害に遭われた皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げます。今なお生活に困難を来している多くの方々に対し、リーガルサポートはできる限りの支援をして参りたいと思います。

さて、ここ数日はリオデジャネイロオリンピックや高校野球で話題には事欠かない毎日ですが、このうだるような暑さの中、皆様いかがお過ごしでしょうか。私は先日子どもと大洗の海水浴場に

行ってきました。冷たい海の中でリフレッシュできるかと思いきや、焼けるような砂浜と混雑した海辺、そして車の渋滞でかえって体力を消耗してしまったような1日でした。子どもが楽しかったと言ってくれたのが唯一の救いでした。

この暑さを乗り切るためには、どうすればいいのでしょうか。私はビアガーデンで一杯やるくらいしか思いつかないのですが、皆様何か良い知恵をお持ちでしたら是非教えてください。

(い)

### 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索!

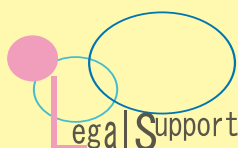
リーガルサポート ○○支部

検索

- |                                |                               |                               |                              |
|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| ●札幌支部 011-280-7078 <b>HP</b>   | ●千葉県支部 043-301-7831           | ●富山県支部 076-431-9332           | ●徳島支部 088-622-1865 <b>HP</b> |
| ●函館支部 0138-27-2345 <b>HP</b>   | ●茨城支部 029-302-3166 <b>HP</b>  | ●大阪支部 06-4790-5643 <b>HP</b>  | ●高知支部 088-825-3141           |
| ●旭川支部 0166-51-9058             | ●とちぎ支部 028-632-9420           | ●京都支部 075-255-2578 <b>HP</b>  | ●えひめ支部 089-941-8065          |
| ●釧路支部 0154-41-8332             | ●群馬支部 027-224-7771 <b>HP</b>  | ●兵庫支部 078-341-8686 <b>HP</b>  | ●福岡支部 092-738-1666 <b>HP</b> |
| ●宮城支部 022-263-6786             | ●静岡支部 054-289-3999            | ●奈良支部 0742-22-6707 <b>HP</b>  | ●佐賀支部 0952-29-0626           |
| ●ふくしま支部 024-533-7234           | ●山梨支部 055-254-8030 <b>HP</b>  | ●滋賀支部 077-525-1093            | ●長崎支部 095-823-4710           |
| ●山形支部 023-623-3322             | ●ながの支部 026-232-7492 <b>HP</b> | ●和歌山支部 073-422-0568           | ●大分支部 097-532-7579           |
| ●岩手支部 019-653-6101             | ●新潟県支部 025-244-5141           | ●広島県支部 082-511-0230           | ●熊本支部 096-364-2889 <b>HP</b> |
| ●秋田支部 018-824-0055             | ●愛知支部 052-683-6696 <b>HP</b>  | ●山口支部 083-924-5220 <b>HP</b>  | ●鹿児島支部 099-251-5822          |
| ●青森支部 017-775-1205             | ●三重支部 059-213-4666            | ●岡山県支部 086-226-0470 <b>HP</b> | ●宮崎県支部 0985-28-8599          |
| ●東京支部 03-3353-8191 <b>HP</b>   | ●岐阜県支部 058-259-7118           | ●鳥取支部 0857-24-7013            | ●沖縄支部 098-867-3526           |
| ●神奈川県支部 045-640-4345 <b>HP</b> | ●福井県支部 0776-30-0016           | ●しまね支部 0854-22-1026           |                              |
| ●埼玉支部 048-845-8551 <b>HP</b>   | ●石川県支部 076-291-7070           | ●香川県支部 087-821-5701 <b>HP</b> |                              |

本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページには  
音声読み上げ機能があります!



編集・発行

## 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階  
TEL 03-3359-0541 <http://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

